

令和8年度(2026年度)実施の組織改正について

1 報告趣旨

令和8年度(2026年度)に実施を予定している組織改正について報告する。

2 組織体制変更の目的

八王子未来デザイン2040に掲げる都市像の実現に向け、より質の高いサービスを柔軟に展開できる高効率で働きやすい市役所組織を構築するため。

3 変更内容(新旧組織機構図は別紙のとおり)

(1) 都市計画部、拠点整備部、まちなみ整備部、道路交通部(7月施行)

中長期的課題である技術系職員の減少への対応とともに、都市づくりの一体的・効率的な推進の実現に向けて、政策立案を担う「都市計画部」、事業推進を担う「建設部」及びまちづくりを支援する「まちなみ整備部」の3部に機能別に再編する。あわせて、都市計画部に交通政策担当部長、建設部に維持管理担当部長及び拠点整備担当部長を配置する。

ア 都市計画課の設置(都市総務課にまちなみ景観課並びに都市計画課及び土地利用計画課の一部事務を統合)

都市計画審議会の事務を分掌し、社会資本整備交付金事業及び政策に基づくまちづくり調整を一元化する。

イ 都市政策課の設置(土地利用計画課に都市計画課及び住宅政策課の政策立案に関する一部事務を統合)

都市計画マスタープランの施策体系に基づく政策立案機能を強化する。

ウ 交通政策課の設置（交通企画課に路政課及び計画課の一部事務を統合）

中長期の都市づくりにおいて重要度が高まっている交通政策を着実かつ円滑に推進するため、交通企画課に交通事業課のはちバスに関する事務、路政課の無電柱化事業に関する一部事務及び計画課の都市計画道路の事業化に関する一部事務を統合する。

エ 道路計画課の設置（路政課に計画課及び水路管理課の一部事務を統合）

道路・水路に関する建設事業における計画・用地取得のプロセスを統合して効率化を図る。

オ 道路管理課の設置（管理課に、路政課、水路管理課、計画課、交通事業課及び拠点整備部の一部事務を統合）

インフラ老朽化対応並びに道路・水路及び交通施設の財産管理・維持管理を一元化するため、管理課に路政課の道路アドプトや市道認定等に関する一部事務、水路管理課の維持管理に関する一部事務、計画課と水路管理課の財産管理に関する一部事務、交通事業課の市営駐車場・自転車対策に関する事務並びに拠点整備部の道路及び道路施設の維持管理に関する一部事務を統合する。

カ 公園課の移管（まちなみ整備部から建設部への移管）

道路、公園、水路に関する事業については、事業実施主体としての性格が強いことから、事業推進機能を担う建設部に一元化する。

キ 拠点整備課の設置（市街地整備課、都市整備課及び集いの拠点整備課の統合）

PFI等の官民連携事業、旭町・明神町地区周辺まちづくりや高尾駅周辺整備事業等の民間の事業推進など、多様な拠点整備事業を着実かつ円滑に推進するため、市街地整備課、都市整備課及び集いの拠点整備課を統合し、拠点整備課に改める。

ク 住宅支援課の設置（住宅政策課を名称変更）

住宅政策課の政策立案に関する一部事務の都市政策課への統合により、市営住宅の提供、空き家対策及び市民向けの住宅関連の補助金事業を総合的に推進するため、住宅政策課を住宅支援課に改める。

ケ 開発指導課の設置（開発指導課に開発審査課及び土地利用計画課の一部事務を統合）

開発指導・審査業務の効率化による市民サービスの向上を図るため、開発指導課に開発審査課を統合し、土地利用計画課の市街化調整区域の土地利用調整に関する一部事務を統合する。

4 施行日及び周知

(1) 施行日

令和8年(2026年)7月1日

(2) 市民への周知(予定)

広報はちおうじ6月15日号及びホームページで周知